大牟田市雇用問題協議会企業情報「ポマト」掲載規約

（目的）

第１条　大牟田市雇用問題協議会企業情報「ポマト」掲載規約（以下「規約」といいます。）は、大牟田市雇用問題協議会がホームページ上で公開する企業情報「ポマト」（以下「ポマト」といいます。）へ掲載する場合の諸条件を定めるものです。

（定義）

第２条　この規約上の「企業等」とは、企業及び事業所をいいます。

(規約の同意)

第３条　ポマトに掲載申請（以下、「申請」といいます。）する場合は、この規約に同意するものとします。

（掲載の対象）

第４条　ポマトに掲載できる企業等は、以下の全てに該当する者とします。
 （１）　大牟田市及びその近郊に所在し、従業員を雇用している企業等（本社

が県外でも支社での登録可）。

（２）　新規学卒者の採用を予定している企業等。

（掲載の制限）

第５条　前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する企業等は、掲載しません。

（１）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項及び第５項に規定する業種を営む企業等であるとき。

（２）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している企業等であるとき。

（３）　暴力団員が実質的に運営している企業等であるとき。

（４）　暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用　しているとき。

（５）　契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。

（６）　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。

（７）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

（８）　その他、大牟田市雇用問題協議会会長（以下「会長」といいます。）が掲載を不適切と判断したとき。

（申請及び掲載）

第６条　申請をしようとする企業等は、必要な資料を添えて企業情報「ポマト」掲載申込書（様式第１号）及び役員等名簿及び照会承諾書（様式第２号）を会長に提出してください。

２　会長は前項の提出を受けたときは、必要な調査等を行ったうえで、ポマトに掲載します。

　（届出事項の変更）

第７条　掲載企業等は、掲載されている内容に変更があった場合には、直ちに会長に届け出ていただきます。

（掲載の取り消し）

第８条　 掲載している企業等が以下のいずれかに該当することが判明した場合は、会長は、掲載企業等に事前に通知することなく、当該掲載を取り消すことがあります。この場合、これに起因する掲載企業等が被った不利益、損害について一切の責任を負いません。

（１）　掲載企業等が会長に届けた事項に虚偽の記載があった場合。

（２）　掲載企業が規約第５条の規定に該当する場合。

（実施の中止）

第９条　会長は、事業上の必要により掲載企業等に事前に連絡することなく、ポマトの実施を中止することがあります。この場合、これに起因する掲載企業等が被った不利益、損害について一切の責任を負いません。

付　則

この規約は、平成２６年７月１１日から実施します。